

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

- 1 期 日 令和6年2月22日(木)
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前 9時45分(休憩:午前10時57分～午前11時 1分)
- 4 閉会時刻 午前 11時37分
- 5 出席者
【議会】主 査 寺 田 幸 弘 副 主 査 安 田 彰
委 員 鷺 山 記 世 委 員 富 田 まゆみ
" 勝 川 志保子 " 松 浦 昌 巳
" 山 本 行 男
【当局】健康福祉部長、こども希望部長、教育部長、所管課長
【事務局】議事調査係 石山 楓
- 6 傍聴者等 あり
- 7 審査事項
 - ・議案第34号 令和5年度掛川市一般会計補正予算(第12号)について(所管部分)
 - ・議案第35号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
 - ・議案第36号 令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)について
 - ・議案第37号 令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 8 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和6年2月22日

市議会議長 山本 裕三 様

予算決算委員会文教厚生分科会 主査 寺田 幸弘

議 事

午前9時45分 開議

○主査（寺田幸弘） ただいまから文教厚生分科会を開会いたします。

当分科会に分割送付されました議案は、議案第34号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第12号）をはじめとする4件であります。

それでは、諸般の報告として、私から2点申し上げます。

はじめに、当局から説明資料の配付について申し出があり、主査において許可しましたので、お手元に配付いたしました。

次に、発言の際には挙手の上、主査の許可を得てから、必ず、自席のマイクのスイッチを入れて発言するよう、お願いします。

また、質疑においては、説明を求める場合、議案等のページ数及び款・項・目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔にわかりやすくお願いするとともに、一問一答方式でお願いします。

なお、議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますよう、お願いします。

また、傍聴の申し出がありましたので報告申し上げます。

以上、事務連絡といたします。それでは、審査に入りたいと思います。

議案第34号、令和5年度掛川市一般会計補正予算（第12号）について、第1条歳入歳出予算の補正のうち所管部分について、第3条債務負担行為の補正のうち所管部分について、を議題とします。

それでは、各担当課から、所管する歳入、歳出について説明をお願いします。

初めに、健康医療課の説明をお願いします。

〔健康医療課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） まず、1番ですけれども、ちょっと確認、諸収入の10万円って、これは何でしたっけ。どこから入ってくるお金。

○主査（寺田幸弘） はい、お願いします。

○健康医療課主幹兼母子保健係長（松永都） 健康医療課の松永と申します。

10万円については自己負担金となります。

○主査（寺田幸弘） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 続きまして、2番目ですけれども、現在の急患診療所の、年末年始とかはあれですけれども、今の状況をちょっと教えていただいてもいいですか。多分この補正を組んでいるところは、過去のあれなのか、今現在も大変なのかを教えてください。

○主査（寺田幸弘） お願いします。

○健康医療課長（原田知子） 今年度、急患診療所の受診者ですが、昨年度と比べて、昨年度9月末、4月から9月の比較をしているんですが、昨年度の1,017人が今年度1,755人と、72.6%の増加率を示しております。これは、やはり発熱外来が今年度まだ続いていることもありまして、インフルエンザとコロナウイルスの感染症両方の検査をしながら、受診者数が今も増えています。

以上です。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 3番目です。負担金が結構返還になっているじゃないですか。ワクチンの今の状況と、3月末までで接種はもうすぐ終わりですよ。そこら辺で今どういう感じなのか。これだけ返還するという事は、見込みよりもかなり接種率が低いということなのかなと思うんですけれども。

○主査（寺田幸弘） お願いします。

○健康医療課長（原田知子） これは令和4年度の返還に回すので、今年度分は今後の精算になってきます。4年度の返還に関しては、やはり3回から6回の集団接種をやる時期で、対象がまだ国でも定まらず、方針が出るたびにやっていた時期でしたので、やはり予算的には余裕を持って確保していたところもありまして、その精算金になります。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

〔「いいです」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

健康医療課は退席をお願いします。

〔健康医療課 退席〕

それでは、福祉課の説明をお願いいたします。

〔福祉課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） まず 6番、7番、9番。ここの消費税 5年遡りの支払いが全然腑に落ちないんですよ。何で障がい者の相談事業であるとか自立支援の就労支援だとか、いろんな事業をやっている困窮者支援の部分も、これが福祉から外れて課税対象になるんだという、その国の通知が納得できませんが、どんな通知がいつ来ていて、どんな内容でね。去年の国保のときも同じですけども、何かひどいなと思うんですけども、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○主査（寺田幸弘） それでは、水野課長、教えていただけますか。お願いします。

○福祉課長（水野正幸） まず、生活困窮者に関しましては、令和 5年10月 4日付で厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室から、自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについてという通知が来ております。この中で、今回ナンバー 9に上げさせていただいた生活困窮者自立支援事業費、これにつきまして自立相談支援並びに家計改善支援事業、こちらは社会福祉協議会に委託をして行っているものになりますが、社会福祉法上、社会福祉事業には該当しないということで、消費税の課税の事業になるという通知がありました。

これについては、税務署等とも相談してきましたけれども、こういった通知がされて、社会福祉事業に該当しないということである以上は消費税の対象となるというような見解をいただいておりますので、今回計上させていただきました。

引き続きまして、6、7の障がい関係の通知になりますけれども、こちらも令和 5年10月 4日付で、こちらはこども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から通知が出ております。障害者相談支援事業等に係る社会福祉上の取扱いについて、同じような内容になりますが、今回の障害者総合支援法第77条第 1項第 3号の根拠として、市が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第 2条第 2項及び第 3項の各項いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないという通知が出されました。

それに基づきまして、税務署等とも相談しましたが、社会福祉事業に該当しないものについては消費税の対象となるというような見解をいただきまして、今回追加をさせていただきました。

以上です。

○主査（寺田幸弘） はい、ありがとうございました。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 厚労省とこども家庭庁から通知が出るに至ったその背景には、去年の国保のときと同じように会計検査院からの何かがあると、そういうことではなく、厚労省がそれを決めたのか、家庭庁が決めたのか。

○主査（寺田幸弘） 水野課長。

○福祉課長（水野正幸） 詳細まではちょっと把握できていないんですが、新聞報道がありまして、こういう事業について消費税が非課税になっているのはおかしくないかというようなことから始まって、国が調査をしまして、これはやっぱり法令上該当しないという見解が示されたものになります。

○主査（寺田幸弘） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） これに対しては、そのとおりだと思ってここに予算を上げているという。県や国に対して、おかしいよとか、ほかの市町と連携してこれはおかしくないですかとかということとはやらなかったんですか。

○主査（寺田幸弘） 水野福祉課長。

○福祉課長（水野正幸） これは全国的に厚労省が全ての市町村に通知を出しています。国からも市町に対して、説明不足で周知不足であり、このような事態を招いてしまいましたということは記載されております。ただ周知が不足というだけで法令上はこのとおりなので、各市町が対応してくださいという通知になっています。

周辺市町、特に掛川市の場合は、東遠地域と共同で相談事業をやっていますので、菊川、御前崎と共に同じ足並みで対応することになります。特に社会福祉協議会に委託している相談事業自立相談の事業についても、社協が消費税を払わなきゃいけないということで払いますので、こちらも委託料を追加するものとなります。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。国の指摘という、国からの方針で全国的にということでございますけれども、そのほか質問ございますでしょうか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 同じところですけども、例えば税務署に相談もしているし、全国的にということで皆さんはもう仕方ないという御判断だったとは思いますが、例えば弁護士さんとか、いわゆる専門家の方に、これはどうしても払わなきゃいけない部分に入るのかとかという御相談はされたんでしょうか。

○主査（寺田幸弘） 水野福祉課長。

○福祉課長（水野正幸） 我々が委託しております掛川の社協、それから相談支援を行っていますMネット等にも会計士がおりますので、会計士が税務署とも協議をいたしましてこのような判断になっております。

当時、昔も税務署に相談はしていたそうですけれども、税務署でも詳しく、これは該当しないか

らこうだということではなくて、社会福祉事業なら、ということでやったということで、もう社会福祉事業ではないという以上は、消費税課税になるというような判断をされております。

○主査（寺田幸弘） その他質疑はありませんか。

○委員（勝川志保子） 8番の障害児通所給付費の放課後等デイサービス給付費の質問を毎回しています。次から次に非常に増えていく民間参入の放課後等デイが、質として県のあれだよということは毎回聞いているんですけども、大丈夫かなと。様子なんかも見ながらどきどきしている部分があるんですけども、市としては何か所増えるんでしょうか。増えたところに県がオーケー出していくということに関しては、オーケーだという判断をしているということですか。

○主査（寺田幸弘） お答えください。お願いします。

○福祉課障がい支援係長（松浦真紀） 障がい支援係の松浦です。よろしく申し上げます。

今の御質問に対しまして、新設をする事業所は、初めに福祉課の窓口で御相談に見えます。利用だとか、実際に使えていない現状だとか、そういった課題の問合せをまずいただきます。その中で、現状、放課後等デイサービスの数はたくさんあるんですが、1人の方が毎日通所できるほど足りてはいないという現状があります。ですので、放課後等デイサービス自体は、現状どうしても就労されているお母さんの支援として必要になり、県が認可を下しますので、市が実際に指導ということはないんですけども、担当で実際どういう支援をしているかということで、時間の許す限り訪問をさせていただきます。

以上です。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

福祉課の皆さん、御退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔福祉課 退席〕

続きまして、長寿推進課の説明をお願いいたします。

〔長寿推進課長 説明〕

説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） ナンバー13のききょう荘の運営費のことですが、入所者の人数が減ってもスタッフさんを削るとかはできないので、例えば別の老人ホーム等の説明のときに、全体に係る経費がかかってくるから、入所者が減っても運営費は下げられないという説明があったんですけども、ここについてはそれと比べてどう理解すればいいのか、ちょっと分かりやすく教えてください。

○主査（寺田幸弘） 藤田課長。

○長寿推進課長（藤田明宏） 当初、入所者数ですが48人、おおむね 1人当たり22万円で計算して予算を計上させていただきました。補正ですが、入所者数が30人ですが、職員数が変わるわけではありませんので、事務補償として1人当たり約12万円補償しております。その差で減額というものが発生していきます。

以上です。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

そのほか。

山本委員。

○委員（山本行男） 関連ですが、30人と申しましたね。ちょっと驚いたんですけども、これからも減っていく傾向があるんですか。

○主査（寺田幸弘） 藤田課長。

○長寿推進課長（藤田明宏） 現状の中では、入所者も多少ありますので、今の段階では急激に減るということではなく、現状維持ぐらいだという認識でいます。

以上です。

○委員（山本行男） もう一回。

○主査（寺田幸弘） 山本委員。

○委員（山本行男） 入所が減っている、今若干増えてくる傾向もあるよということだが、この背景は、ほかの施設に入っているということでもいいんでしょうか。

○主査（寺田幸弘） 藤田課長。

○長寿推進課長（藤田明宏） 1つは、介護保険が充実していますので、介護保険サービスを適用していけば入所まで至らないというのが一つ。もう一つが多床室という相部屋の入所になって、個室はどちらの施設もないですから、団体行動を嫌う方が非常に多くなったということで入所を嫌うという中で減っているという、2点あると思っています。

以上です。

○委員（山本行男） もう一点だけ。

○主査（寺田幸弘） どうぞ。

○委員（山本行男） 前からあそこは小部屋でという話も出ていて、そこでやるのは介護系ということがあるんだけど、そういう理由でやっぱり拒否されていくというね。だけど、ききょう荘そのものの事業は大切なものだと思うし、今はこういう時代だからプライバシーを守るし、お金もかかるけれども、合部屋からプライバシーを守る方向に、建物そのものも変えるという考えでいかなければいかんのかなということを思いますけれどもね。

○主査（寺田幸弘） 藤田課長。

○長寿推進課長（藤田明宏） ききょう荘の人数が大分減っているよと、一方小笠老人ホームも人数が減っていますので、将来的にはききょう荘の入所者がある程度までいきましたら、小笠老人ホームの1か所に集約していきたい。まだ時期は申し上げられませんが、そういう方向でいきたいと思っています。

以上です。

○委員（山本行男） いいです。

○主査（寺田幸弘） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 今のところと関連するのかなと思っているんだけど、事項別の137ページの老人ホーム費の措置費が減っているのが、どういう理由ですか。決算との比較でも減り続けているんだけど、下げ幅も大きいのでちょっと気になったんですが。

○主査（寺田幸弘） 藤田課長。

○長寿推進課長（藤田明宏） おっしゃるとおりです。小笠老人ホームとききょう荘の入所の関係、また他施設もありますけれども、そこに支出する措置費の人数が減ったことにより減額をさせていただいています。

以上です。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

長寿推進課の皆さん、ありがとうございました。御退席ください。

〔長寿推進課 退席〕

続きまして、国保年金課の説明をお願いいたします。

〔国保年金課長 説明〕

国保年金課の説明が終わりました。

何か質疑はございませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 国保特会への繰出金の増額補正は、特会の特別調整交付金返還金の増と連動していますか。その内容がよく分かっていなくて、それと連動してこれは増えていますか。

○主査（寺田幸弘） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木英雄） それとは連動しておりません。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

国保年金課の皆さん、ありがとうございました。御退席ください。

〔国保年金課 退席〕

それでは、続きまして、地域包括ケア推進課の説明をお願いいたします。

〔地域包括ケア推進課長 説明〕

説明が終わりました。ありがとうございます。

質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 質疑を終結いたします。

地域包括ケア推進課の皆さん、ありがとうございました。

〔地域包括ケア推進課 退席〕

続きまして、こども政策課の説明をお願いいたします。

〔こども政策課長 説明〕

ただいまのこども政策課の説明に対する質疑はありますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） コロナの5類移行で国県補助が外されたということで、どこの施設、つどいの広場も児童館も支援センターもだけれども、実際には消毒とかを継続しているじゃないですか。費用は、子育て施設はやっぱり感染予防のために一生懸命継続していると思うんですよ。この減額に一般財源の市単の部分も入り込んでいますよね。ここも減額してしまっているということですよ。私、せめて国や県が5類だからといって何もしないにしても、市まで削っちゃって、本当は関わるんだから、そこを支援しなくていいのかなという疑問を感じたんですが、どうでしょうか。

○主査（寺田幸弘） 大石課長。

○こども政策課長（大石哲也） 昨年の5月8日から5類に移行し、対応が緩和をされています。以前の対応に支援センター等の運営費が変わってきております。運営事業者に対しては、11月に補正予算で交付金の補助基準額の改定がありまして、増額した分の委託料の追加を含めて、年間の委託料の中で継続的に運営できる感染症対策を行っていただくようお願いをしているところであります。

以上です。

○主査（寺田幸弘） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） でも、それって物価高騰対策とかも含めての支援でしたよね。だから、コロナのところを切っちゃうのはどうなのかなって。5月からずっとこうやって切っているよということになっているんだろうけれども、ちょっと違うんじゃないかなと、支援のあれだと少し違わないかなとも思うんですけども、せめてというか、市単部分だけでも見直しはできないのかという。やっぱりできないんですか。

○主査（寺田幸弘） 質問ですか。

○委員（勝川志保子） しなくてよいという判断をしたということによろしいですか。

○主査（寺田幸弘） 大石課長。

○こども政策課長（大石哲也） 今勝川委員のお話しのところは、国の委託料の中で年間の継続的な運営費を見ていることで、交付金の増額及び11月に補正予算の議決をいただきましたが、その部分は物価高騰、人件費の部分とか感染症の部分も含めて、例年度以上に交付金の増額があり、1センター当たり19万3,000円から24万円の増額がございましたので、事業者には、事業計画をさらに見直していただいて、感染症対策に充当する事業者もございましたので、そこは事業者をお願いをさせていただきました。

○主査（寺田幸弘） 山本委員。

○委員（山本行男）

関連ですけれども、今また増えているじゃないですか。子供たちも含めて学校なんかもそういう話を聞くんですけども、国が確かにそういう形を変えたのはよく分かるんですけども、これが衛生用品、消毒液なども、ほかはどういうのを削っているんですか、実際的には補助対象外として。

○主査（寺田幸弘） 大石課長。

○こども政策課長（大石哲也） 手指消毒のマスクとか、あとは室内の感染予防のための清掃用具とか消毒液です。そういうものを買っていただいております。

○主査（寺田幸弘） 山本委員。

○委員（山本行男）

関連です。確かに今言った交付金の中で、お金といってもなかなか見えないところもあると思うんですけども、交付金と一言で言っても。施設なんかは何か出ませんか、声が。

○主査（寺田幸弘） 大石課長。

○こども政策課長（大石哲也） 今回11月の補正予算を議決いただいた後、各事業所にヒアリングをさせていただいて事業計画を改めて出していただいた中では、特にそこのお話はありませんでした。

○主査（寺田幸弘） 富田委員。

○委員（富田まゆみ） ちょっと確認、先に分かったんですけども、国からの備品購入への支援が見直されたということで、一切そこも切っちゃうということ、それでその分を19万 3,000円から24万円、事業所によって補正をして出したということで、そういうことでいいんですよね。ちょっと確認です。

○主査（寺田幸弘） 大石課長。

○こども政策課長（大石哲也） 5月 8日で通常の生活に戻ったということで、コロナの感染症対策の補助金は打切りとなっています。11月補正につきましては、本年度の 4月 1日に遡って、国で単価を上げてきたものを11月の補正予算の中で対応しておりますので、国がどこまでの部分を含めて交付金を増額しているかはこちらでは分からないのですが、先ほど説明したとおり、継続的な運営ができるようにということで交付金の増額がされております。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

こども政策課の皆さん、ありがとうございました。御退席ください。

〔こども政策課 退席〕

続いて、こども希望課の説明をお願いいたします。

〔こども希望課長 説明〕

ただいまのこども希望課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） まず、19番の子どもの医療費の助成制度ができて本当によかったと思っているんですが、10月から無料になったことによる上げ幅と、先ほど言っていたインフルエンザの流

行とかで医療費自体が増えているよ、23.1%増えているよとおっしゃっていた部分とかは、切り離してこれくらいがあったよという数字はありますか。

○主査（寺田幸弘） 石田課長。

○こども希望課長（石田梨江子） まず保険診療分の自己負担分、こちらですけれども、当初では自己負担分と食事療養費を合わせて約 2,000万円を見込んでおりましたけれども、こちらが 4か月分になりますが、2,450万円となりますので22.5%の増となります。

あと、インフルエンザの流行等、そのほかの診療の部分につきましては、月により増のパーセンテージは異なりますが、125%から130%ほど増えている月もございましたので、その辺がインフルエンザと、あとコロナの流行の早期受診という形ができているかなと思っております。

以上です。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 次のページ、4ページの20番の児童手当の給付費が減っているところがすごい気になっていて、4年度の決算から見ても5,800万円余りかなという形になっているんだけど、先ほど言っていた、限度額から外れるところが増えちゃったとかがありますよね。

要因が1.1%のマイナスになっている、そこを何でなのか、限度額を上げてあげないと救えない人が出ちゃうということなのか、そこら辺を教えてほしいんですが。

○主査（寺田幸弘） 石田課長。

○こども希望課長（石田梨江子） まず、減の要因としましては、人数的に、ゼロ歳から2歳児の受診者がマイナス1.1%ですとか、あと3歳から12歳、小学校終了まではマイナス0.2%等になっております。また、先ほど説明をさせていただきましたが、委員がおっしゃるとおり所得による限度額の関係もございますので、そこで減っている要因があります。令和6年の10月分からはなりますが、所得の限度額等もなくなりますので、そちらはそれで対応ができていくかなと思っております。

以上です。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

そのほか。

山本委員。

○委員（山本行男） ちょっとまた戻って、こども医療費は、それこそ対象になっている人に大変喜ばれていることは事実で、これは初めの500円の対応のとき、今はあまり使わない言葉になった

けれど、コンビニ受診で医療体制を守りましょうということがあって、ずっとそういうことで来たということもあったでしょうけれども、背景的には。現状的にはそれを解除して、今は窓口的にはどうですか、各医療機関の。

○主査（寺田幸弘） 石田課長。

○こども希望課長（石田梨江子） 各医療機関、あと薬局等からのお電話ですとかお話は特には入っておりません。これによりまして早期受診、早期治療が本当に実現できているのではと、こども希望課としては理解しています。

以上です。

○委員（山本行男） はい、結構です。

○主査（寺田幸弘） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

こども希望課の皆様、ありがとうございました。御退席ください。

〔こども希望課 退席〕

続きまして、教育政策課の説明をお願いいたします。

〔教育政策課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 債務負担行為の放課後児童健全育成事業の中央小の学童について。

以前も説明をいただいているわけけれども、やっぱりいろいろ調べたりしながら、これがどうしてこうなるのかがちょっと納得いかないので質問させてください。

借家を借りる、民間へ委託するという方式で、学童保育は今中央小の定員が 100、もうちょっといくんですね。中央小の児童数の 3割、4割という学童のニーズをきちんと果たしていくのを考えたときに、この 3か所目を継続的にきちんとずっと維持していかなきゃいけないという考えはないのか。借家を借りて民間に委託しておいて、後になったら減らすという、そういう考え方を持ってこれをやっているのか。待機児童がある場合の新設には、きちんと国 3分の 2と出しますよね、国県で。建設費も出るし、整備費用が出るわけですよね。それを使わないでこういう形を取るのがどうということなのか、もう一度考えを。

○主査（寺田幸弘） 尾崎課長。

○教育政策課長（尾崎和宏） それでは、勝川委員の御質問にお答えします。

まず、中央小の敷地内への増設を一番に、まず、考えましたが、接道要件だったり、その他、地中に高圧電線が通っていたり、なかなか増設ができないということがありました。周辺の土地も建てられるところはないかと探しましたが、中央小の学区に関しては、かなり人気のある場所でもあり、事業用の敷地、宅地としての人気も高いため、なかなか手頃な宅地が見込めませんでした。そうした中で、建物を借りられるということがありましたので、早期の実現ということで、まず、借家として借りて、ある程度の整備を行って、そこに運営事業者に入っていただくというような形の事業スキームを考えました。ただ、借りているので短期ということではなく、相手方も長い間借りてほしい、安定的な借主であってほしいという意向もありますので、いつまでという形にはできませんが、需要がある程度ある限りは、そこで借りるというような方向性で方針を立てております。

以上です。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

教育政策課の皆さん、ありがとうございました。御退席ください。

〔教育政策課 退席〕

続いて、こども給食課の説明をお願いいたします。

〔こども給食課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 電気料金なども額が下がっていて減額補正がされているわけですが、この部分がほかに、施設整備とかに回すというようなことは考えない。運営費の中で、ここをほかに充てるということとはできないということですか。

○主査（寺田幸弘） 高塚課長。

○こども給食課長（高塚茂樹） 施設の状況によりますけれども、今後突発的な修繕などが必要になりましたら、流用等を財政側と協議したいと思います。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

こども給食課の皆さん、ありがとうございました。御退席ください。

〔こども給食課 退席〕

続きまして、学校教育課の説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか、

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 25番の学校 I C T化で、I C T支援員の派遣回数の減も多分あると思うんですが、これは何回から何回に減らして、減らしたことによる学校側の影響とかがないかどうか、そのあたりを教えてください。

○主査（寺田幸弘） 小関課長。

○学校教育課長（小関昌典） 本年度、小学校は 3回、中学校では 2回の I C T支援員の派遣を予定しておりました。この回数自体は大きく変更していないんですが、1回の派遣時間が、今まで 6時間の派遣をしておりましたが、大体その半分ぐらい、3時間に減らしております。

その理由としましては、1人 1台端末の活用がこれで 3年目に入りました。当初は各学校におきまして、I C T支援の方のお力を借りしながら進めていくということが大変必要があったわけですが、大分慣れてきまして、そのおかげで回数、時間数を減らすことができてきたという実態を踏まえてこのように減らさせていただいたということでございます。

以上です。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

学校教育課の皆さん、ありがとうございました。御退席ください。

〔学校教育進課 退席〕

続きまして、図書館の説明をお願いいたします。

〔図書館長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

図書館の皆さん、ありがとうございました。

〔図書館 退席〕

以上でこの第34号の説明は終わりましたので、少し休憩を取らせていただきたいと思います。

再開は集まり次第にしたいと、5分ぐらい取りたいと思います。お願いします。

午前10時57分 休憩

午前11時01分 開議

○主査（寺田幸弘） それでは、お戻りですので、再開させていただいてよろしいですか。

それでは、質疑が全て終了しましたので、第34号について。

ただいまからここで委員間討議を行いたいと思います。

意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 3点ほど、話を聞いていて思ったところがあります。

まず、福祉課の消費税 5年遡り返還。これ、本当にひどいと思うんですよ。困窮者支援事業だとか就労支援とかでも、どこが福祉事業じゃないのか。国がつくったんですよ、この困窮者支援を。新しく生活保護の下に来るような制度としてつくって、そこを運用させている。それを掛川市の場合には社協に委託しているという形なわけで、こんな言いがかりを平気で打ってくる。何かとんでもない額ですよ、これ、5年遡りだと。それを自治体に負担させるって。消費税って一体何のためと。社会保障のため使うわけでしょう。それをこういう形でやることは許せない。許し難い。

前回の国保のときにも私、修正案を出したりしましたけれども、本当にこれをそうですか、分かりました、払いますと言ってしまっているのかが、非常に疑問です。みんなで力を合わせてノーというほうが正しいと私は思いました。

2つ目は、こども政策課で出ているコロナ対応の市単の必要性はないのかという部分ですけれども、5類にやっぱり移行してしまうことで、すごくいろんな支援ががたん落ちてしまっていますよね。幾ら国のコロナ対策の特別交付金がなくなったからといって、それを全部手放ししてしまったら、医療の、命を守るってすごい大事なのに、それが安全で担保できないんじゃないかなと思います。

11月補正でやったからいいようなことを言いましたけれども、11月補正の説明のときには、そういうことではなくて、物価高騰対策という、人件費を上げるんだというそういう説明でしたよね。やっぱりこれ、ちゃんと市の単独補助を継続させて、少なくともちょっとでも、減らしてしまうん

ではなくて、やっていくべきではないかなと。その下の補助だけでもやるべきではないかなと思いましたが。

あと、3つ目が、中央小の学童の件ですけれども、説明は分かりますけれども、やっぱり中央小って、一番新しい小学校ですよ、今。新設に近い形で手を入れたわけですよ。もうこの後何十年も使う施設ですよ。そこにまずもって校舎内に1か所しか学童をつくらなかったということが、私は議員になったときに、本当にあの当時からパンクしていたので、何でという疑問だったんですけれども。結局後追い後追いで、何かすごくいい加減な対応がされ続けていくということが、非常に子どもにとっても仕事を続けていく親たちにとっても問題だなと思っています。

学校内にあることが安全の確保の面でも一番いいんだと。学校と連携してやっていくんだという方針を教育委員会が出しているにもかかわらず、近くの民間を借りて、そこでやるのも民間に振ってやってもらえばいいんだということで、放課後の子どもたちの成長と親の就労の柱という2つの大きい柱を持った学童保育がいいのか、私はちょっとこの3点は譲れないなとか、何か変だなと思います。

○主査（寺田幸弘） 討議ということで、3点挙げていただきました。

この勝川委員の意見に対して何かございませんか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 私も同じところをやっぱり感じた部分があります。

後から福祉課の消費税分を払わなければならない部分は、なぜそれが福祉の消費税がそこに取らなければならないのかが、やっぱりちょっと疑問で、ただ、国から全国一律にということですので、今回のこの補正は致し方ないのかもしれないので、次に向けて何か議会としてやっていかなければいけないんじゃないかと感じました。

それから、中央小の学童のことですけれども、今回のこの補正、勝川委員がおっしゃったように、本当は同じ敷地内でできることがベストですけれども、現状で、敷地内でも見つけられないということで、あとは近隣地で土地を探してということも、もう見つけることができなかったということで、今急いでとにかく子供たちを安全な状況で預かってあげなければいけないということを考えたときに、借り上げをして、民間に委託ということを選ばざるを得なかったということで、今回は仕方がないのかなと私は取っております。例えばですけれども、今使っている調理室を潰して学童に使っているようなほかの学校がありますが、そういうことをしてまでも学校内でやんなきゃいけないのかというと、やっぱりそこは違うと思いますので、仕方ないと私は考えました。

○主査（寺田幸弘） そのほか意見ありませんか。

山本委員。

○委員（山本行男） 私も珍しくはないんだけど、勝川委員と同じで。国の線引きが変わったということで、やっぱりそういう困窮者とか自立支援云々と、民間の部分の業者が入ってきているような部分でそうなったのか、何だかよく分からないんだけど、ここの部分に関しては、やっぱり額も大きいし、遡れば、です。ここはちょっといかがなものかなと。もうちょっと国も自治体になぜそういうことになったのかということ、さっき水野課長の説明もよく分からないというのが、国がそうなったからというだけのことであって、なるはなるでいいんだけど、何でそうやっていったのかということがほとんど語られていなかったし、新聞報道にだけ載っているというようなね。各自治体においてはたまらんもんがあると思うんですよね。一生懸命やってきて、結果5年間遡って、非課税になって、今から徴収させてもらうよ、なんてことで。国が決めていることだから、今からここでわーわー言ってもしょうがないんだけど、そういうことに対しても、やはり声を上げていくという意味では、一緒かな、同感かな。

あと、コロナ関連の部分もそうで、せめて市単だけでも少しでも補助できて、それが本当に収束していればいいんだけど、また若干上がったり下がったりしているわけですから。まだ不安定な要素もいっぱいあるわけで、交付金の中にそれがあると言っても、やっぱりそこは、市ももう少し見てあげてもよかったのかなという感じがいたします。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

安田副主査。

○副主査（安田彰） 私も今、学童についてはどうということか、ちょっと自分で事情が分かっていないんですけど、中央小ってたしか新しい校舎の中に学童の施設があって、外にもありましたよね。だから、やっぱり学童保育って、子供たちもみんなエネルギーをためているので、本当に一番いいのは、広々した学校の近くが子供たちにとってプラスになるので、そういうことを考えると、やっぱり先ほど勝川委員が言ったように、中央小の今の校舎は、比較的新しい校舎なので、もう少し先を見通しながら学童は考えていかないといけないなということを強く感じました。それができないので、今日説明があったような手だてを取っているのも分かるんですけど、ただ子供たちがいる場所があればいいというだけじゃなくて、少し発散して家に気持ちよく帰れるような意味で学童を考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

○主査（寺田幸弘） そのほかありませんか。

〔「いいです」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、まず、福祉課の消費税を5年に遡って社会保障に関するものを国

の指示といいますか、国の指摘とはいえ、そういうことについて非常に疑問に思うと。これからみんなで声を上げて考えていくべきじゃないかという意見が多かったということが1つ。あと、コロナ関連のことについてもやっぱりもう少し市で今、コロナがまた増えているような状況ですので、この状況を見ながら考えていく、対応を取っていくことも必要じゃなかったかというようなこと。

それから、学童については、いろいろなことを考えますと、状況が変化していくということで、中央小のことについては、その中で先の見通し考えてもっといくべきだったんだろうけれども、致し方ない部分もあるんじゃないかというようなことで意見が出たということでまとめさせていただきます。報告させていただきます。

よろしいでしょうか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 学童のことに関しては、本当、いろんな方法取れるんですよ。今、学童保育の施設を造っていくに当たって、いろんな国県の補助が受けられるのに、この選択は、私はやっぱり疑問です。

○主査（寺田幸弘） ですから、そういう意見も含めて伝えるということでよろしいですか。

今勝川委員がおっしゃられたことを加えるということで。伝えさせていただきます。両方のいろんな意見がありましたので。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第34号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議あり」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 異議ありということですので、それでは、議案第34号については挙手採決によって決めたいと思います。

議案第34号について原案どおりということで、妥当ということで賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

賛成多数にて原案は妥当とすることに決定いたしました。

次に、議案第35号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、を議題とします。

それでは、国保年金課の説明をお願いします。

〔国保年金課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） ちょっと分かんないですけども、この特別調整交付金負担金の自主返還金とは何ですか。

○主査（寺田幸弘） お願いします。

○国保年金課国保年金係長（山田信哉） 国保年金課、国保年金係長、山田と申します。よろしくお願いたします。

今、委員から御指摘いただきましたものについて説明させていただきます。

国民健康保険特別調整交付金の返還金につきましては、昨年度も精算返還がありました。特定健診の助成に含めた人間ドック部分について、令和 4年度に返金があったんですけども、その影響で、令和 4年度実績で上げていました数字を令和 5年度に修正したもので、このタイミングで補正を上げさせてもらったものになります。

○主査（寺田幸弘） よろしいでしょうか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） そうしますと、昨年 3,180万円返すという予算が上がりましたよね。それにこの57万円と 845万円が上乘せされて、幾らになるんですかね。その返還をしようということでしょうか。

○主査（寺田幸弘） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木英雄） 今委員がおっしゃいました 3,180万円については、令和 3年度までの 5年間分について昨年度補正予算で計上させていただきましたして、返還して、今回計上させていただいているこの数字は、令和 4年度分、1年分の数字となります。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 1番、2番の人間ドック、それから特定健診の人数の確定によって、もともと当初考えていた人数との調整、最終的に数を取っている。そうではないんですか。すみません。

○主査（寺田幸弘） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木英雄） こちらについては、昨年度ですけども、4年度に会計検査院がある自治体を調査した結果、人間ドックの分を計上している一部を交付金の計算に入れるのは、契約にうたっていないと、よろしくないというような指導があって、国が、各自治体に聞いてみようということで問合せがあって、それに対して各自治体が答えたところ、そこに記載していないところ

が、静岡県では35自治体のうち、27自治体がそうだったんですけれども、そういったところについては、計上してはいけないもので、計算して、それを返してくださいねというような指摘があって、お返しするとなっています。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、質疑を終結いたします。

質疑が終了いたしましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 昨年、修正案まで出して反対しました。昨年までで、令和3年までに3,180万円払っているんですよ、国に。それにこれを合わせて902万円払って4,082万円ですよ。これだけの額を、いいですか、皆さん、袋井市は返還しなくていいんですよ。同じように人間ドックをやっているながら、申請の仕方、書き方の国の指導があまり入ってなくてできなかったというだけのことで、本当に厳しい健康保険の特会の中からこれだけ返還させるって変だと思いませんか。私、怒りがふつふつと湧き上がっちゃいました。これ、認めないで、国に対してノーと言いませんかという思いがあります。おかしいです。

○主査（寺田幸弘） ただいまの勝川委員の意見に対する意見のある方は、ありませんか。
よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、この国保の返還について、昨年も修正案を出したけれども、また返すというような事態になっているということで、これに対しては、反対の意を唱えたいというような意見が出たということで、お伝えしたいと思います。

それでは、委員間討議を終了します。

それでは、分科会としての意見を決めたいと思います。

議案第35号については、原案は妥当ということでよろしいでしょうか。

〔「異議あり」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 異議ありということですので、挙手をお願いしたいと思います。

それでは、議案第35号について原案は妥当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○主査（寺田幸弘） ありがとうございました。

賛成多数にて原案は妥当とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号 令和 5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3号）について、を議題とします。

それでは、国保年金課の説明をお願いいたします。

〔国保年金課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結いたします。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○主査（寺田幸弘） それでは委員間討議を終結いたします。

それでは、分科会としての意見を決めたいと思います。

議案第36号については、原案は妥当ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 全会一致にて原案は妥当ということに決定いたしました。

〔国保年金課 退席〕

次に、令和 5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 3号）について、を議題とします。

それでは、長寿推進課の説明をお願いいたします。

〔長寿推進課長 説明〕

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 全体を通して、減額の補正の額も結構大きいし、その減額されている部分がどういう理由なのかなど。居宅介護の部分はもっと増えるのかなど思っていたら、減額になったりとか、地域密着型サービスの部分だったりとか。あと、食費なんかのサービス費の減額補てんの分とかもかなり減っているけれども、その理由とかがっていうのは分かりますか。

○主査（寺田幸弘） 藤田課長。

○長寿推進課長（藤田明宏） 今年コロナ禍が明けました。予算計上のときもそれを見込んで、予

算を増額させていただきました。しかし、現状では、昨年の実績と比較して、補正をする前ですが、それほど差がない。ちょっと下がっている部分もあります、月によっては。上がったというところがあります。

ですので、4年度のサービスの中で皆さんが5年度もこれくらいでいいではないかという中で、サービスを同じくらい受けているのではではないかと推測しています。

○主査（寺田幸弘） そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 以上で質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 今コロナが明けても、コロナのときと変わらないような感じの施設運用になっているよという話だったんだけど、高齢者が減っているわけじゃないじゃないですか。なので、どういうところにしわ寄せというか、家族の負担が増えているとか、そういうことになっていないのか、コロナのとき、本当にケア労働を家庭が担うみたいなことがすごい増えてしまったと思うんだけど、そういうことになっていないかというのがちょっと心配ではあるけれども、この補正見ていて。これ、数字なので、そのことを云々できないんだけど、介護を私たちが考えていくとき、何が必要になっているかをすごい考えなきゃいけないと改めて今説明を聞いて思いました。

○主査（寺田幸弘） ありがとうございます。

ただいまの勝川委員の意見に対して、何か御意見はございますか。

山本委員。

○委員（山本行男） 今課長のお話を聞いていると、コロナで来たよということで、その分を市が上乘せして対応はしたんだけど、実際的にこのサービスを受けたのはそう変わらなかった。それで減額をしたということの説明だから、市は対応していた。でも、市民の皆さんはそこの部分までの予測までは行かなかったということは、ある意味、負担ということを見ると、そこは細かいところは分からないんですけど、よかったのかなと思って、減額で対応しているということで、私はそう解釈しています。

○主査（寺田幸弘） そのほかいかがですか。

〔発言する者なし〕

○主査（寺田幸弘） それでは、今回の意見等について、コロナ明けを予想して予算増をしてきていたんだけど、それに対して、当局が考えるほど利用の数が伸びなかった、その要因については、いろいろあるんだろうけれども、いい対応をしてくれたんじゃないかなということと同時に、返還するんだけど、本当に負担が家庭に行っていないんじゃないかという心配もあるというような意見もあったということで、まとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） それでは、委員間討議が終わりましたので、分科会としての意志を決めたいと思います。

議案第37号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘） 全会一致にて議案第37号については、原案は妥当とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

以上で当分科会を終了させていただきます。

分科会に送付されました議案の審査は終了いたしました。

それでは、予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時37分 閉会